

人権シリーズ

【言葉・習慣の違い】

436

度々ニュースで外国人の事件や、観光客のマナーの悪さ等が取り上げられたものを目にすることがあります。近年では、法改正により、永住権等も厳格化されて来ており、さらに厳格化された案が出され、どうなっていくのかと不安に思っている移住者の方もいるのではないかと思います。私の身近にも、ベトナムから子連れで来日し生活しているご夫婦がいます。日本語のできない二人は、「仕事や学校等でも言葉や習慣の違いで大変です」と話します。生活の中で、言葉や習慣・食生活・生活リズム等の違いで、理解が得られない・分かり合えない等、差別的扱いを受けることがあるそうです。例えば、母と子どもと母国語で話をしているだけで「耳障りが悪い・うるさい」「怒っている・怖い」等と言われてしまうこともあるそうです。そのため、いつも聞き手に回り話に入ってきて来ないので、理解できていないのかと思ひ確認すると、「片言迷惑かけます」(片言で迷惑をかけてしまうから)という理由でした。日本語は、一人の時に携帯電話のAI相手に勉強するときに話しをするそうです。

それでも、「私、日本語ががんばります」「一生懸命働きます」と話してくれます。逆に自分が海外へ行って同じことができるかと考えた時に、難しいだろうなと思ってしまう。

言葉の違いや習慣の違いを少しでも受け入れ分かって合えるために、心に少しのゆとりを持つていられる様になれたらと思います。

東秩父村社会福祉協議会 落合りえ

アートの世界

レンズには望遠、広角、マクロ、魚眼などの種類があり、被写体や撮り方によって適したレンズが決まります。

この写真はマクロレンズでチャンスを逃さず撮ったものです。



「しずくの森の出会い」
撮影 写友会
栗島 脩さん (御堂)

相談窓口

○心配ごと相談 / 行政相談 / 合同相談

16日(木) 午後1時～午後3時 役場1階中会議室
日ごろのご近所トラブルや身近な心配ごと等を相談員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談とともに受け付け、お聞きします。お問合せは、下記行政相談員および社会福祉協議会までお気軽に。ご不明な点は総務課までお問合せください。

- 問 合 せ
- ・行政相談員
 - ・神田典仁 氏 ☎82-0057
 - ・社会福祉協議会 ☎82-1238
 - ・総務課 ☎82-1221

○相談員による消費者相談

毎週金曜日 午前10時～午後3時30分
契約のトラブルや「これってクーリングオフできるの?」といった疑問に応じます。
※最近、訪問や電話による業者からの勧誘が見られます。
※不安な時はまず相談を!

- 問 合 せ 産業観光課 ☎82-1223